

## 1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

新鮮市場きむら春日店  
高松市木太町字中浜2794番外

## 2. 留意事項

1. 交差点No.3について、交通整理員を常時配置する等の対策により、左折進入のみによる経路として誘導する計画となっているが、大規模小売店舗立地法(以下法)第8条第2項に基づく意見書及び法第7条に基づく住民説明会において、県道155号からの右折進入による交通渋滞の発生に対する懸念が示されていることを踏まえ、交通整理員の常時配置を確実に実施することはもとより、交通整理員が左折進入のみによる誘導を確実に行うよう指導を徹底する等、県道155号からの右折進入を防止するために必要な対策を講じること。
2. 東方面からの来店について、交差点No.3での左折による来店を誘導するための対策として、広域誘導看板の設置により迂回経路の誘導を行う計画となっているが、出店計画地の北東方面には系列店舗の新鮮市場きむら屋島店が立地しており、来店方向によっては新鮮市場きむら屋島店に誘導したほうが円滑な経路誘導となることも考えられることから、新鮮市場きむら屋島店との分散誘導を含め、広域誘導看板の設置、広告への経路誘導図の掲載等、適切な経路の誘導に係る実効性のある対策を講じること。
3. 店舗敷地西側に整備される従業員用駐車場について、駐車場西側に設置された出入口は来客用駐車場としては駐車場法等の関係法令に適合しない出入口であることから、従業員専用駐車場としての運用を厳守し、来客の車両が誤って当該出入口から進入することがないように、従業員車両の入出庫時以外には物理的な閉鎖を確実に実施すること。また、従業員の車両が狭隘な市道木太東浜線を通行することについても、法第8条第2項に基づく意見書及び法第7条に基づく住民説明会において交通安全への影響に対する懸念が示されていることから、従業員車両の市道木太東浜線の通行については交通安全について十分に配慮すること。これらの点について、すべての従業員に対して確実に周知されるよう、従業員への指導を徹底すること。
4. 広告塔看板が設置されている県道155号に面した敷地について、来客用駐車場等の店舗施設としては使用しない計画となっていることから、誤って来客の車両が当該敷地に入出入りすることがないように、看板設置や物理的閉鎖等の実効性のある対策を講じるとともに、将来的に、来客用駐車場等の店舗施設として使用することとなる場合は、法に基づき適切に手続きを行うこと。
5. 出店にあたっては、法に基づく届出書に記載された内容を誠実に実施するとともに、出店に起因して店舗周辺的生活環境に何らかの問題が生じた場合には、追加対策の実施を含め、迅速かつ誠意をもって対応すること。